

## 令和 3 年 3 月末時点における仲介業者等が取り扱う民泊物件について

令和 3 年 3 月 31 日時点での住宅宿泊仲介業者等<sup>※1</sup>が取り扱う民泊物件数は、延べ 112,878 件<sup>※2</sup>となりました。住宅宿泊事業法の施行時点（平成 30 年 6 月 15 日）から 87,940 件の増加、この半年間では 5,221 件の減少となりました。

※① 住宅宿泊仲介業者 89 社（海外事業者：15 社、国内事業者：74 社）及び同法に基づく届出住宅の取扱いのある旅行業者 6 社（全て国内事業者）の計 95 社

※② 複数の住宅宿泊仲介業者で同一の物件を取り扱う場合は重複して計上

### 【住宅宿泊仲介業者等取扱民泊物件の内訳】

民泊物件の種類	取扱件数 <sup>※</sup>
住宅宿泊事業法に基づく届出住宅	37,679 件
旅館業法に基づく旅館・ホテル、簡易宿所	60,263 件
特区民泊の認定施設	14,787 件
イベントホームステイ（イベント民泊）	4 件
その他 ※短期賃貸借物件等	145 件
合計	112,878 件

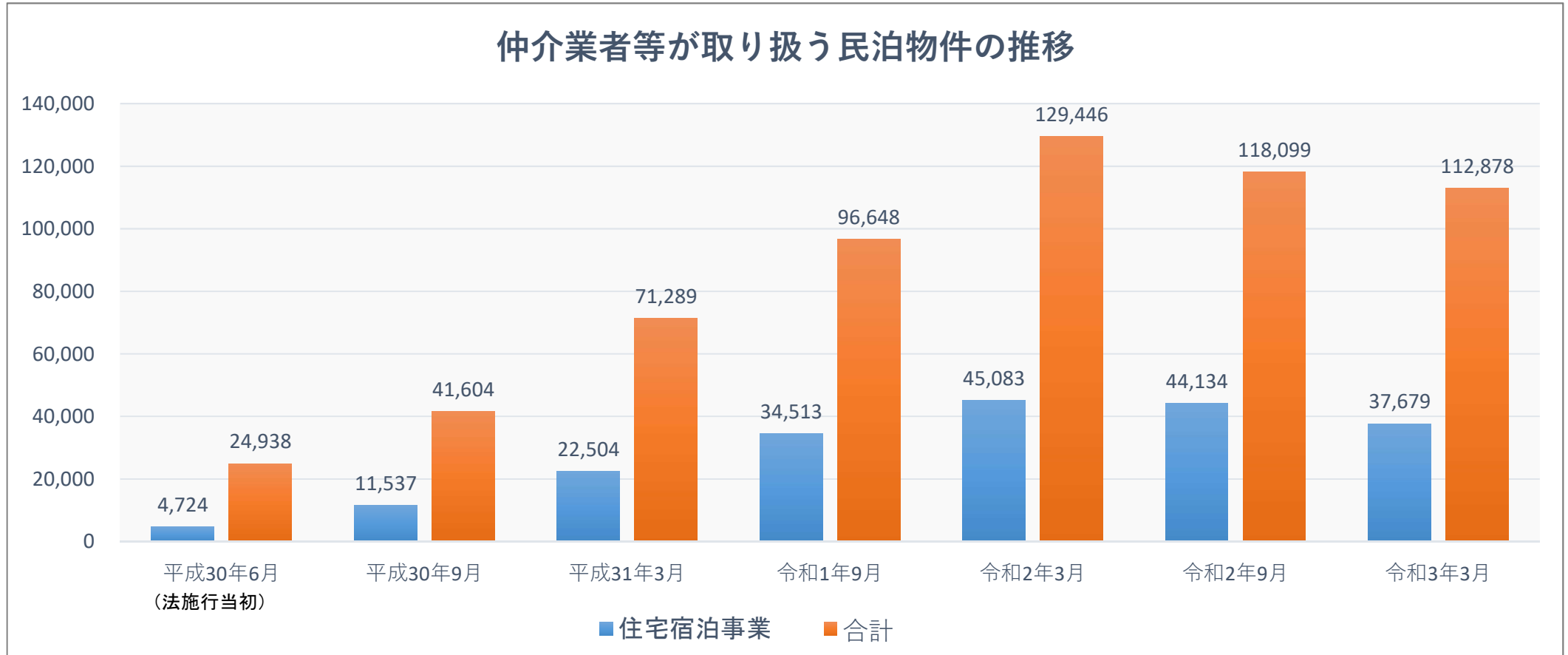
### 【取扱物件数の推移】

平成 30 年 6 月 15 日（住宅宿泊事業法の施行日時点） : 24,938 件  
平成 31 年 3 月末時点 : 71,289 件  
令和元年 9 月末時点 : 96,648 件  
令和 2 年 3 月末時点 : 129,446 件  
令和 2 年 9 月末時点 : 118,099 件

なお、観光庁では、住宅宿泊仲介業者等から提出された物件と適法物件のデータベースとの確認を行っており、物件の所在地が不正確なもの、廃業済みのもの、観光庁が保有するデータベースの情報と一致しないもの等の物件については、住宅宿泊仲介業者等に速やかな削除又は修正を要請しています。今後も関係省庁や関係自治体とも連携して、健全な民泊の全国的な普及に努めてまいります。

# 仲介業者等が取り扱う民泊物件の推移

令和3年3月末における仲介業者等が取り扱う民泊物件の合計が、住宅宿泊事業の届出住宅数は、37,679件、旅館業・特区民泊等を合わせた合計は、112,878件となった。  
(前回(令和2年9月)に比べ、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅は6,495件減少、合計では5,221件の減少)



※合計は、①住宅宿泊事業法に基づく届出住宅、②旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿所、③特区民泊の認定施設、④イベントホームステイ、⑤その他、を合わせた数

※仲介業者等は、住宅宿泊仲介業者89社（海外15社、国内74社）、届出住宅の取扱のある旅行者6社（全て国内）の計95社

※複数の住宅宿泊仲介業者で同一の物件を取り扱う場合は重複して計上